

【法令名称】2008年に賃金団体交渉を推進することについての通知

【発布機関】上海市労働社会保障局、上海市総労働組合、上海市企業聯合会/上海市企業家協会

【発布番号】滬勞保綜發[2008]18号

【発布日】2008.03.07

【施行日】2008.03.07

【時効性】現行有効

【効力級別】地方規範性文書

【全文】

## 2008年に賃金団体交渉を推進することについての通知

各区県の労働社会保障局、各主管局、企業(集団)公司、各区県・局(産業)の労働組合、各区県の企業聯合会に宛てる。

中国共産党第十七回大会の方針をより着実に遂行し、企業の従業員の賃金の正常な引上制度を制定し、労働関係の調和のとれた安定を促がすため、「中華人民共和国労働契約法」及び「上海市労働協約条例」の施行とあわせ、2008年の賃金団体交渉を一層推進することについて次のとおり通知する。

### 一、目標を明確にし、賃金団体交渉を一層推進する。

「労働社会保障事業発展『第十一次五ヵ年』計画概要を国務院が許可し配布することについての通知」及び「『上海市社会保障「第十一次五ヵ年」計画』を印刷配布することについての上海市人民政府による通知」の要求を貫徹するため、「上海市が調和のとれた労働関係を発展させる三年行動計画(2007年-2009年)が明確にした年度ごとの任務に基づき、2008年に上海市が賃金団体交渉を推進する主な目標は次のとおりである。

- 1、企業が実施する賃金団体交渉が包括する労働者人数が同比10%増加すること。
- 2、国有又は国有支配企業のうち、賃金団体交渉を実施する企業の割合が75%以上に達すること。
- 3、労働組合を組織した非公営企業のうち、賃金団体交渉を実施する企業の割合が60%以上に達すること。
- 4、既存の活動をもとに、各々の区県が2つの地域別又は業種別の賃金団体交渉を新たに実施すること。

### 二、重点をとらえ、賃金団体交渉の実効性を絶えず向上させる。

賃金団体交渉を実施する過程では、重点をとらえ、賃金団体交渉の実効性を絶えず向上させなければならず、交渉の包括範囲を拡張し、より多くの労働者の権益を擁護するだけでなく、交渉的確性を高め、交渉の質を向上させなければならない。次の状況のいずれかに該当するときは、原則として、賃金団体交渉を実施しなければならない。

1、50%以上の従業員の賃金が上海市の従業員の平均賃金の 50%より低く、又は従業員の賃金の引上率が 1.5%を下回る企業。

2、事業者と一般の従業員の賃金収入の格差が 10 倍以上の国有、集団企業。

3、最低賃金の受領人数が 30%を超える企業。

4、出来高賃金制を実施する企業。

5、行政通知を受けた後、賃金団体交渉の実施を承諾した企業。

6、労働集約型企業が比較的密集する工業園區。

賃金団体交渉を実施する過程では、次の内容を協議の重点としなければならない。

1、上海市の企業の賃金引上指導ラインに基づき、本企業の経営効果及び従業員の賃金水準とあわせ、年度の従業員の賃金引上目標を提示する。

2、上海市の労働力市場の賃金指導価格水準を参考にし、かかる職位の従業員の賃金を調整し、科学的な賃金分配関係を構築する。

3、企業の実際の状況とあわせ、従業員の基本的福利項目を完備し、適切な福利制度を制定する。

4、出来高賃金制を実施する企業は、労働ノルマ基準及び出来高単価を制定し、又は改定する。

### **三、積極的に推進し、「賃金団体交渉の約束行動」を実施する。**

賃金団体交渉は、従業員代表と企業代表が企業内部の賃金分配等につき交渉を行う重要な形式である。賃金団体交渉を通じて、企業内部の分配関係を徐々に正常化し、企業の従業員の賃金の正常な引上制度及び科学的で適切な賃金管理制度を制定することにより、企業の調和のとれた労働関係の構築を絶えず推進しなければならない。

「労働契約法」及び「上海市労働協約条例」の貫徹実施を契機に、「賃金団体交渉の約束行動」を実施しなければならない。企業の労働組合は、賃金の分配を労働者の利益に密接な係わりのある重要事項として、賃金団体交渉を実施する要求を積極的かつ自主的に企業に提示しなければならない。中小企業が比較的密集する地域又は業種では、労働組合聯合会が地域又は業種内の各企業の従業員を代表し、又は従業員に交渉代表の選出を指導し、賃金団体交渉を行う要求を提示しなければならない。

労働組合が提示した賃金団体交渉の要求に対し、企業側は積極的に対応し、従業員との意思疎通を強化し、交渉前の諸準備作業を真摯に行い、また規定に基づき賃金団体交渉を実施しなければならない。交渉代表の交渉能力を絶えず向上させ、賃金団体交渉の顧問団の役割を積極的に発揮させ、賃金団体交渉の質を確実に向上させなければならない。正当な理由なく賃金団体交渉を拒否し、又は双方が交渉中に困難に遭遇したときは、各級の労働保障部門、労働組合、及び企業聯合会が遅滞なくこれを調整しなければならない。

#### **四、審査を強化し、賃金労働協約の適法性及び有効性を保障する。**

賃金労働協約の審査は、賃金団体交渉の有効性を保障するための法定手順である。企業は賃金労働協約の審査申請意識を強化し、締結を済ませた賃金労働協約を労働保障行政部門に遅滞なく届出審査を受けなければならない。各級の労働保障行政部門は交渉の双方の主体資格、交渉手順、及び賃金労働協約の内容の適法性審査を強化し、問題があれば、的確な指導意見を提示しなければならない。

審査方式を一層整え、実務上の効率を引き上げ、労働保障サービスウェブサイト(www.12333sh.gov.cn)を通し、賃金労働協約のオンライン審査を実施する。企業は、企業の基本状況、交渉代表の名簿、賃金労働協約、交渉過程の説明等の資料を、オンライン上から届出ことができ、また「賃金労働協約審査申請用紙」(添付書類 1)、「賃金団体交渉の双方の代表の名簿」(添付書類 2)等の資料をダウンロードすることができる。各級の労働保障部門は、受理権限及び賃金労働協約の審査要求に基づき、所定期日以内に審査作業を完了させ、審査に合格した企業の名簿は上海労働保障サービスウェブサイトで照合することができる。

#### **五、指導を強化し、有力な措置を講じ規定の任務を遂行する。**

賃金団体交渉の包括範囲を一層拡大し、賃金団体交渉の実効性を高めるため、各級の労働保障部門、労働組合、及び企業聯合会は、経験を真摯に総括した上で、有力な措置を講じ、賃金団体交渉を適切に推進しなければならない。

1、市労働保障局、市総労働組合及び市企業联合会企の三者は、市の賃金団体交渉推進チームを発足する。各区県、各企業(集団)公司是、かかる推進チームを設立し、2008年の賃金団体交渉推進計画を制定し、賃金団体交渉の実施を強化しなければならない。

2、賃金団体交渉の訓練を強化する。市労働保障局、市総労働組合及び市企業联合会は、賃金団体交渉の訓練資料を編纂し、訓練内容を規範化し、訓練の度合い及び包括範囲を拡大し、訓練を通じて全代表の交渉知識を健全化し、代表の交渉能力を引き上げなければならない。各区県は賃金団体交渉の訓練計画を制定し、訓練を積極的に実施し、訓練の要求を遂行しなければならない。各主管局、各企業(集団)公司是、交渉代表がかかる訓練に参加し、又は訓練を自ら行うよう積極的に実施しなければならない。

3、評定検査を強化する。各区県及び各企業(集団)公司是、賃金団体交渉の実施状況の統計作業を整え、毎四半期経過後の10日までに、「賃金団体交渉の状況表」(添付書類3)を記入し、市労働保障局及び市総労働組合に送付しなければならない。市の賃金団体交渉推進チームは適時に各区県及び各企業(集団)公司的賃金団体交渉の推進状況を検査し、区県が共に検査の交流を行い、賃金団体交渉推進計画の遂行を促がす。各区県、各市の企業(集団)公司是賃金団体交渉の遂行過程で、経験を遅滞なく総括し、交渉のモデルを確立しなければならない。市労働保障局、市総労働組合及び市企業联合会は、「上海市賃金団体交渉模範単位」を共同で評議し選出し、適時にこれを表彰する。

添付書類: 1、賃金労働協約審査申請用紙

2、賃金団体交渉の双方代表の名簿

3、賃金団体交渉の状況表

上海市労働社会保障局

上海市総労働組合

上海市企業联合会/上海市企業家協会

添付書類 1:

賃金労働協約審査申請用紙

企業名称:		従業員数:	
組織機構コード:		登記登録形態:	
経営支配分類:(注1)		管轄関係:(注2)	
連絡先住所:		郵便番号:	
法定代表者:		法定代表者身分証:	
労働組合主席:		労働組合主席身分証:	
担当者:		電話番号:	
協約の開始日と終了日:	本協約は、 年 月 日から 年 月 日までとする。		
協約の届出日:	年 月 日		
備考			

注:

- 1、経営支配分類: 国有支配、集団支配、個人支配、香港・マカオ・台湾資本支配、外国資本支配。
- 2、管轄関係: 中央管轄、市管轄、区県管轄、外省市、管轄なし。

添付書類 2:

賃金団体交渉の双方代表の名簿

代表者	氏名	性別	部門及び役職	身分証番号	労働契約期限	備考
企業側						首席代表
従業員側						首席代表

## 添付書類 3:

## 賃金団体交渉の状況表

届出主体

届出主体	番号	賃金団体交渉											
		賃金団体交渉			単独での企業交渉			地域別交渉			業種別交渉		
		協約部 数	包括企 業	包括労 働者	協約部 数	包括企 業	包括労 働者	協約部 数	包括企 業	包括労 働者	協約部 数	包括企 業	包括労 働者
通	件	人	通	件	人	通	件	人	通	件	人		
甲	乙	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
合計	1												
一、登記登録形態による(注1)	—												
1、国有企業	2												
2、集団企業	3												
3、私営企業	4												
4、株式制企業	5												
5、香港・マカオ・台湾資本企業	6												
6、外商投資企業	7												
7、その他の企業	8												
二、経営支配分類による	—												
1、国有支配	9												
2、集団支配	10												
3、個人支配	11												
4、香港・マカオ・台湾資本支配	12												
5、外国資本支配	13												

注

1、登記登録形態: 国有企業には、国有、国有共同経営、及び国有独資企業が含まれ、集団企業には、集団、株式合作及び集団共同経営企業が含まれる。

2、数字の関係 1=4+7+10、2=5+8+11、3=6+9+12

01=02+03+04+05+06+07+08、01=09+10+11+12+13

主体責任者 \_\_\_\_\_ 記入者 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ 記入日 \_\_\_\_\_